

応援団で実施する事業の内容

注1)

中間支援法人の判断で厚労省の助成要領に一部追加条件を課すことが認められる可能性があり、「厚労省の助成要領では可となっているが、本資料では不可になっている」といった箇所があります。今年度はスケジュールがタイトで審査が数日しか取れない中、100件程度まで応募が想定されるため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

注2)

他財源と併用する場合の取扱いについては現在厚労省と協議中ですが、基本的に区分して申請すれば認められる予定です。

注3)

いずれの申請も、助成要領の様式にある情報(2のコースは必要な範囲のみ)を提出いただく予定です。厚労省にお願いし、オンラインフォームでの提出・クラウドサインを認めてもらえるよう交渉予定です。

以下の2コースの中から希望するコースを1つ選択してください。コースによって、対象経費や申請・精算時に必要な様式等が異なるのでご注意ください。

1) 活動費助成コース(上限250万円)

a) 内容

子ども宅食事業の実施に必要な以下の経費を助成します。対象経費すべてを計上する必要はなく、必要な経費を選択して計上してください。(例えば、食品等購入費用のみの計上も可能です。)

b) 対象経費

i) 賃金

事務局スタッフ、ボランティアの人件費

(対象経費の例)

・本事業の実施に専任して従事する職員の人件費

(認められない経費の例)

・行政からの委託事業の業務に従事している職員の人件費

・団体の管理業務等にあたる職員の人件費

・従前よりボランティア等として参加していた者に対する賃金

ii) 燃料費

事業の実施に必要な事業用燃料代

(対象経費の例)

・ガソリン代、暖房用の石油など

(認められない経費の例)

・法人のその他事業の実施に係る燃料費

iii) 食糧費

食料や食材料費の購入にかかる費用

上限額: 1ヶ月 世帯1人あたり 8,000円まで

(対象経費の例)

・こども宅食を実施するにあたって提供する食事の提供に係る経費

(認められない経費の例)

・団体の会議等で提供した食事等に係る費用

※厚労省の助成要領(P.8～)には備品購入費などより広範な費用項目がありますが、年度内は上記3費目に絞る予定です(来年度繰り越される場合は基本全て認める予定)。

2) 食品提供コース

a) 内容

実施団体が家庭に届ける食品をこども宅食応援団から提供します。

実施団体が希望する商品のリストをこども宅食応援団に提出してもらいます。こども宅食応援団でリストに掲載された商品を購入し、実施団体の倉庫等へ配送します。

希望商品リスト: 1回につき10種類まで

リストの提出: 公募申請時に希望商品リストを提出(2月分・3月分)

商品の発送: 2月分・・・2月下旬

3月分・・・3月中旬

b) 提供する食品の上限額

提供する食品は、1ヶ月 対象世帯1人あたり 8,000円までとします(よって、支援世帯人数により上限額は異なります)。なお、配送費はこれに含まず、一般社団法人こども宅食応援団で別途負担します。

c) 特例

地域の小売店やJA等で請求書払いが可能な場合であって、当該店舗での購入を希望する場合は別途相談に応じます。